

令和2年4月地域密着型サービス事業における設備等のガイドライン改訂に  
おける変更届の取り扱いについて

ガイドラインの改訂により、これまで「デッドスペース」として、機能訓練室から面積除外されていたスペースが、算入可能になる場合があります。

機能訓練室の面積の増減に関わらず、収納等の備品の配置を変える、又は機能訓練室レイアウトそのものを変更する際には通常どおり変更届が必要です。

ガイドラインの改訂に伴い、今まで面積算入できなかったデッドスペースを加えること等で機能訓練室の面積が増える

Y E S

N o

利用定員を変更する

Y E S

N o

変更届が必要です。

本市ウェブページに掲載されています「変更届の提出方法について」をご確認いただき、必要な手続きを行ってください。  
※利用定員の変更のみの場合はレイアウト変更の届出は不要です。

今回の変更届は不要です。

次回以降レイアウトの変更を行う際や、移転の際には新しい基準に則り、必要な手続きを行ってください。